「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」

(昭和５０年消防庁告示第７号)適合チェック表

確認者　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名前

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | | 内　　容 | 機 器 状 況 | 適 合 |
| 種　類 | | | 次のいずれかの種類であるか  １　専用キュービクル式非常電源専用受電設備 **※１**  ２　共用キュービクル式非常電源専用受電設備 **※２** | １・２  （該当する方に〇） |  |
| 構　造　及　び　性　能 | 外　箱 | 材　料 | JIS A1311 **※３**の防火A種二Sの例によるものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであるか（次の「外部露出」に掲げるものに係るものを除く。） | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 外部露出設置可能機器 | 次のイからホまで（屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備にあってはイからハまで）に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていないか  　イ　表示灯 **※４**  　ロ　電線の引込み口及び引出し口  　ハ　換気装置  　ニ　電圧系、電流計、周波数計その他操作等に必要な計器類 **※５**  　ホ　計器用切替スイッチ **※６** | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 固　定 | 建築物の床に容易かつ堅固に固定できるものであるか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 機 器 収 納 状 況 | | 受電設備、変電設備その他の機器及び配線（以下「収納機器等」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の規定により設けられているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 収納機器等は、外箱、フレーム等に堅固に固定されているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 収納機器等は、外箱の底面からの高さが、次の表の左欄に掲げる収納機器等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める高さ以上の位置に収納されているか   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 収 納 機 器 等 の 区 分 | | 高 さ | | Ａ 試験端子・端子台等の充電部 | | 15cm | | その他のもの | Ｂ 屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの | 10㎝ | | Ｃ 屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの | 5㎝ | | 底面から  Ａ［　　　］㎝  Ｂ［　　　］㎝  Ｃ［　　　］㎝ |  |
| 他の電気回路との区画 | | 共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあっては、非常電源回路と他の電気回路（非常電源回路に用いる開閉器又は遮断器から電線引出し口までの間に限る。）とが不燃材料 **※７**で区画されているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 引出し口 | | 電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 換 気 装 置 | 全　般 | 外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 開口部 | 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の1/3以下であるか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 機械式 | 自然換気口では換気不十分の場合、機械換気設備が設けられているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 換気口 | 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられているか | 設置装置  ［　　　　　］ |  |
| 換気口には、雨水等の侵入防止措置（屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に限る。）が講じられているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 接　続　方　法 | | | 一の非常電源回路が他の非常電源回路及び他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものであるか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 別図その１からその４までの例に準じているか | １・２・３・４  （該当するものに〇） |  |
| 表　　示 | | | 外箱には、次に掲げる事項がその見やすい箇所に容易に消えないように表示されているか  　イ　専用キュービクル式非常電源専用受電設備又は共用キュービクル式非常電源専用受電設備の区別  　ロ　製造者名又は商標  　ハ　製造年  　ニ　型式  　ホ　製造番号 | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあっては、非常電源に係る部分と他の電源に係る部分とが容易に判別できる措置が講じられているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |
| 前面扉の裏面には、接続図及び主要機器一覧表が貼付されているか | ［ 適 ・ 否 ］ |  |

備考１　「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）に適合するものであるかについて判定するものである。

　　２　「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの概要を記入すること。

　　３　「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は〇、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

※１　「専用キュービクル式非常電源専用受電設備」とは、非常電源専用の受電設備（電力需給用計器用変成器及び主遮断装置並びにこれらの付属機器をいう。）、変電設備（変圧器及びこれの付属装置をいう。）その他の機器及び配線を外箱（一の箱をいう。）に収納したものをいう。

※２　「共用キュービクル式非常電源専用受電設備」とは、非常電源と他の電源と共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線を外箱に収納したものをいう。

※３　「JIS」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

※４　カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。

※５　電圧回路に係るものにあってはヒューズ等で保護されたものに、電流回路に係るものにあっては変流器に接続しているものに限る。

※６　不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。

※７　「不燃材料」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。

【別　図】



備考１　専用キュービクル式非常電源専用受電設備にあっては、全ての負荷が非常電源回路に供されるものであり、共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあっては、負荷のいずれかを他の電気回路に供されるものであること。

　　２　Ｔの一次側の開閉器は、省略することができること。

　　３　ＶＴを設置する場合にあっては、ＶＴに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。

　　４　キュービクル引込口の電源側に存するＧＲ及びＴの一次側に存するＧＲの制御電源を、ＶＴ又はＴの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器（保護装置付）を設けること。

　　５　略号の名称は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 略　号 | 名　称 | 略　号 | 名　称 |
| ＶＣＴ  ＤＳ  ＰＦ  ＣＢ  ＴＣ  ＬＢＳ  ＺＣＴ  ＧＲ  ＯＣＲ | 電力需給用計器用変成器  断路器  限流ヒューズ  遮断器  引外しコイル  高圧交流負荷開閉器  零相変流器  地絡継電器  過電流継電器 | ＣＴ  ＶＴ  Ａ  ＡＳ  Ｔ  ＳＲ  Ｃ  ＭＣＣＢ | 変流器  計器用変圧器  電流計  電流計切替スイッチ  変圧器  直列リアクトル  進相コンデンサ  配線用遮断器 |